

平成27年度事業計画

自 平成27年4月 1日から
至 平成28年3月31日まで

《基本方針》

「臓器移植に関する法律」の理念のもと、臓器移植に関する知識の普及啓発を行うとともに、県内における臓器提供体制の拡充に向けた取り組みの支援を行うことにより、臓器移植の推進を図り、もって県民の医療の向上及び福祉の増進に寄与する。

《事業内容》

1 臓器移植普及啓発事業

改正臓器移植法が平成22年に施行され、親族優先提供の意思表示が可能となり、また、本人の意思が不明の場合に家族の承諾により提供が可能となったことから、これまで以上に一人ひとりが臓器提供に関する意思を表示できる機会を増やしていくことが重要となる。このため、臓器提供意思表示機会の拡大に努めるとともに、関係する機関・団体と連携し臓器移植の普及啓発を一層推進する。

- (1) 山形県腎友会、山形県アイバンク、骨髄バンクを支援するやまがたの会等の関係団体との協働による普及啓発活動の実施
- (2) 若年層をターゲットとした「ギフトオブライフ絵画展(移植を受けた子供たちの作品展)」の開催や成人式でのリーフレットの配布
- (3) 中学校、高校、看護師養成所等で開催する臓器移植を題材とした学習会への講師派遣及び授業での活用支援
- (4) 財団ホームページや各種広告媒体を活用した情報発信
- (5) 山形県腎友会の行う街頭啓発や広報など腎移植推進活動に対する費用の一部助成
- (6) 県薬剤師会の協力による薬局における臓器提供意思表示の普及啓発活動
- (7) 市町村や医療機関が実施する健康まつり等健康保健関係イベントへの参加による普及啓発活動
- (8) モンテディオ山形等をはじめとするスポーツイベント開催時における競技場内での普及啓発活動
- (9) 医療機関、金融機関、市町村等へのポスターや活動支援募金箱の設置、イオングループが行う黄色いレシートキャンペーンへの参加による普及啓発活動

2 臓器移植推進事業

臓器移植コーディネーターを配置し普及啓発に取り組むとともに、公益社団法人日本臓器移植ネットワークや県内関係機関と協力しながら臓器提供時にはコーディネート業務を行うなど、県内の臓器移植体制の推進に向けた取り組みを実施する。

- (1) 山形県から「臓器移植コーディネート業務」を受託し、臓器移植コーディネーターを配置
- (2) 臓器移植コーディネーターによる県内の臓器移植体制推進のための各種取り組み
- (3) 臓器提供者に対する弔慰金等の贈呈

3 臓器提供体制整備事業

県内における臓器提供体制の拡充に向けて、普及啓発協力員、臓器移植コーディネーター、病院の院内コーディネーターと緊密な連携を図り、臓器提供体制の充実を図る。

- (1) 臓器移植コーディネーターと院内コーディネーターとの連携強化や、臓器提供発生時のシミュレーションの実施を支援し、臓器提供が可能な体制づくりの実施
- (2) 臓器搬送に係る機関との連携協力を強化し、円滑な臓器搬送体制の整備
- (3) 病院の体制に応じた網羅的な患者本人の意思確認を行う体制の構築に向け、臓器提供に関する情報提供や院内研修会の開催支援
- (4) 医療従事者が院内の提供体制整備に必要な知識を習得するため、関連する学会等に参加する経費の一部助成
- (5) 患者の家族に対し臓器提供の選択肢提示を行う際に使用するパンフレットの活用・普及
- (6) 患者本人や家族の意思に基づき臓器提供が可能な体制の整備や臓器提供時における県内病院間の連携体制の構築に向けた検討を引き続き実施